

保険適用によるよりよい歯科医療の実現に関する意見書

歯や口腔の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されています。

また、多くの国民は、歯科医療について保険の適用範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいます。

しかし、現実には、政府の歯科診療報酬政策等によって、歯科医療の効用を生かしきるための歯周病治療や義歯治療が保険では十分に行うことができず、また、保険の適用範囲の拡大という国民の要望にも応えられていない状況にあり、このために、歯科医師をはじめ、歯科衛生士、歯科技工士等すべての歯科医療従事者の就労環境が一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きるなど、将来の歯科医療の確保さえ危ぶまれる状況となっています。こうした状況を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減にも逆行しかねません。

よって、政府におかれては、保険適用により、よりよい歯科医療を実現するため、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 患者の窓口負担を軽減すること。
- 2 良質な歯科医療ができるように診療報酬を改善すること。
- 3 安全で普及している歯科技術を保険適用とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年5月24日

尼崎市議会議長

関係大臣あて